

名古屋市告示第472号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から都市高速鉄道ＪＲ関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その５）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年9月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 広沢 一郎
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道ＪＲ関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施予定地
ＪＲ関西本線 起点：名古屋市中村区黄金通7丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
近鉄名古屋線 起点：名古屋市中村区黄金通8丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和7年9月12日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目 2 2 3 番地

中川区役所

エ 名古屋市中川区春田三丁目 2 1 5 番地

中川区役所富田支所（以下「富田支所」という。）

オ 名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ 13 階）

(2) 縦覧期間

令和 7 年 9 月 25 日（木）から同年 10 月 9 日（木）まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課